

愛媛県福祉系高校修学資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱（令和3年5月21日）（以下「要綱」という。）に定められた福祉系高校修学資金（以下、「修学資金」という。）貸付事業の実施に係る書類の様式その他必要な事項を定めることを目的とする。

(借入の申込)

第2条 要綱に定める福祉系高校修学資金の貸付けを受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、福祉系高校修学資金貸付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 福祉系高校の長の推薦状（様式第2号）
- (2) 住民票の写し（申請者と連帯保証人分）
- (3) 所得課税証明書（連帯保証人分）
- (4) 連帯保証人が法人の場合、下記の全ての書類
 - ・履歴事項全部証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - ・決算関係書類（直近3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）
 - ・法人税納税証明書
 - ・法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる書類（取締役会の議事録等）
- (5) その他会長が必要と認める書類

(貸付決定通知書の交付と借用書の提出)

第3条 会長は、申請者に対して修学資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金額、償還期限、償還方法、貸付期間その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を申請者に交付するものとする。

- 2 会長は、申請者に対して修学資金を貸し付けない旨を決定したときは、書面によりその旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の交付及び前項の通知は、福祉系高校を経由するものとする。
- 4 第1項による貸付決定通知書の交付を受けた者（以下、「借受人」という。）は、連帯保証人の連署した借用書（様式第3号-①）に、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて、貸付決定通知を受けた日から起算して15日以内に会長に提出するものとする。
- 5 前項の期間内に借用書及び誓約書を提出しない者は、修学資金の借受けを辞退したものみなすものとする。

(修学資金の交付)

第4条 会長は、修学資金を原則として口座振込により、会長が定める期日に分割により貸し付ける。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、次に掲げる個人1名又は1法人を連帯保証人として立てなければならない。

(1) 個人の場合 (次の要件を全て満たす者)

- ① 独立の生計を営む成年者
- ② 返済能力を有する成年者

(2) 法人の場合 (次の要件を全て満たす法人)

- ① 返済能力を有する法人
- ② 法人の理事会等において連帯保証人となることを承認されている法人
- ③ 登記している法人

2 借受人が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（様式第16号）を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(返還)

第6条 借受人又はその法定代理人若しくは連帯保証人（以下「借受人等」という。）は、要綱第8の規定により修学資金を返還しようとするときは、同条に掲げる事由が生じた日から起算して15日以内に返還計画申請書（様式第6号）を会長に提出するものとする。

2 借受人等は、返還計画に従い、それぞれ所定の支払期日までに、所定の元金を会長に返還するものとする。

3 会長は、借受人等が修学資金の返還を完了したときは、当該借受人等にかかる借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく借受人等に返還するものとする。

(返還猶予手続)

第7条 借受人は、要綱第11の規定により修学資金等の返還の猶予を受けようとするときは、当該事由が生じた日から起算して15日以内に、福祉系高校修学資金返還猶予申請書（様式第9号）に当該事由を証する書面を添付して会長に提出するものとする。

2 会長は、修学資金等返還猶予申請書を受け付けたときは、修学資金の返還を猶予するかどうかを決定し、返還猶予承認書又は返還猶予不承認通知書を当該借受人に送付するものとする。

3 猶予期間終了後も猶予承認事由が継続しており、引き続き返還の猶予を受けようとするときは、再度第1項の手続を経て会長の承認を受けるものとする。

(返還免除)

第8条 借受人等は、要綱第12の規定により、返還債務の免除を受けようとするときは、規定する事由が生じた日から起算して15日以内に福祉系高校修学資金返還免除申請書（様式第7号）に当該事由を証する書面を添付し、会長に提出するものとする。

2 会長は、修学資金の返還免除申請を受けたときは、修学資金の返還を免除するかどうかを決

定し、返還免除承認書又は返還免除不承認通知書を当該借受人に送付するものとする。

(届出)

第9条 借受人は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに次の様式により、会長に届け出なければならない。

(1) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

福祉系高校修学資金辞退届（様式第11号）

(2) 養成施設を休学し、復学し、留年し、若しくは退学したとき、又は停学処分を受けたとき。

休学・停学・復学・留年・退学届（様式第5号）

(3) 養成施設を卒業し、介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録を行ったとき。

介護福祉士登録届（様式第13号）

(4) 要綱第7に定める返還免除対象業務に従事開始したとき。

介護等業務従事届（様式第10号）

(5) 前号の業務の従事先が変更となったとき。

介護等業務従事先変更届（様式第14号）

(6) 借受人又は連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。

氏名・住所変更届（様式第12号）

2 借受人の親権者若しくは相続人又は連帯保証人は、借受人が死亡したときは、借受人死亡届（様式第15号）に該当する事由を証する書面を添付し、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、愛媛県と協議の上、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月15日から施行し、令和3年5月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。